



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*65 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 告示

1504 一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総合防災課)..... 2

1505 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 4

1506 平成25年度県有林第2号県有林内間伐加速化事業及び平成25年度県有林内間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (森林整備課)..... 5

1507 保安林の指定の解除予定 (")..... 7

1508 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の認可 (資源管理課)..... 7

1509 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (")..... 7

1510 道路の区域変更 (道路保全課)..... 8

1511 道路の供用開始 (")..... 8

1512 道路の区域変更 (")..... 8

1513 道路の供用開始 (")..... 9

1514 道路の区域変更 (")..... 9

1515 " (")..... 9

1516 道路の供用開始 (")..... 10

1517 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 10

1518 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 10

1519 " (")..... 11

1520 " (")..... 11

1521 港湾施設の概要の変更 (港湾空港課)..... 11

1522 平成17年和歌山県告示第404号(和歌山県立武道館附属設備使用料金)の廃止 (教育委員会)..... 11

○ 公告

入札公告 (総合防災課)..... 12

規 則

和歌山県規則第65号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則 (昭和42年和歌山県規則第22

号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成25年3月1日」を「平成26年3月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1504号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務内容

一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たすものであること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの資格を有すると認められること。

(2) 競争参加者の資格に関する公示（平成25年1月7日衆議院庶務部会計課長等公示による全省庁統一規格）において、平成25年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発若しくは保守管理のいずれかの資格を有するもの又はこれと同等の資格を有すると認められる者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

(4) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次に掲げる資格又は認定等のいずれかを有するものであること。
コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（電気電子部門の情報通信科目又は情報工学部門で受験したものに限る。）の資格を有する者

イ 経済産業大臣から次に掲げる情報処理試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) 特種情報処理技術者

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) アプリケーションエンジニア

(オ) ネットワークスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理）

ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

(5) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、同種かつ同規模の情報処理分野に関する役務の提

供に係る事業実績があり、そのうち一斉指令及び監視制御システムの構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上の保守運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 業務概要調書

(ウ) 業務実績調書

(エ) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票

(オ) 役員等に関する調書

(カ) 使用印鑑届

(キ) 印鑑証明書

(ク) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(ケ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

c 県内に居住する個人にあたっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）

(コ) 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し

(サ) 作業実施計画書

(シ) 2の(4)に掲げる資格又は認定等を証する書面の写し

(ス) 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類

(セ) 誓約書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

アの(ア)から(セ)までに掲げる書類及びコンソーシアムの協定書を提出すること。なお、アの(イ)から(ケ)まで及び(セ)については構成員ごとに提出することとし、アの(コ)、(サ)、(ス)及びコンソーシアムの協定書についてはコンソーシアムの代表者が提出すること。

(2) 資格審査申請時点で既に要綱に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(ケ)までに掲げる申請書類に代えることができる。

なお、コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) (1)のアの(ア)から(カ)まで、(サ)、(ス)及び(セ)に掲げる申請書類並びに(1)のイに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成25年12月27日（金）から平成26年1月15日（水）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年1月20日（月）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 入札資格審査等説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館2階
防災研修室 205

(2) 日時

平成26年1月15日（水）午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年1月21日（火）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2284
ファクシミリ番号 073-422-7652

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年1月31日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年2月5日（水）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年2月10日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1505号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年12月18日指定した。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	実話ナックルズ 1月号	04877-1	ミリオン出版
月 刊 誌	EX大衆 12月号	11771-12	双葉社
月 刊 誌	ENTERTAINMENT Dash 実話SPECIAL 12月号	02059-12	晋遊舎
月 刊 誌	黄金のGT 1月号	12259-01	晋遊舎
月 刊 誌	関西マンガク 1月号	02203-1	シーズ情報出版
月 刊 誌	実話時報ゴールデン 12月号	05167-12	竹書房

月刊誌	サーカス・マックス 1月号増刊	04100-01	KKベストセラーズ
月刊誌	Yha!Hip&Lip 1月号	08877-1	ワニマガジン社
月刊誌	エキサイティングマックス! 1月号	02091-1	ぶんか社
雑誌	実話BUNKA超タブー vol.2	05376-01	コアマガジン
雑誌	ソープヘブン関西スペシャル VOL.12	69252-08	ダブリュオウコーポレーション
雑誌	週刊実話増刊週刊実話ザ・タブー	20327-1/7	日本ジャーナル出版
雑誌	実話ブラックザ・タブー VOL.3	68511-69	ミリオン出版
雑誌	おとなの極意	67731-50	蒼竜社
コミック	恋愛チェリーピンク 1月号	17744-01	秋田書店
コミック	ayaアヤ 1月号	18815-01	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1506号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成25年度県有林第2号県有林内間伐加速化事業及び平成25年度県有林内間伐材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 平成25年度県有林第2号県有林内間伐加速化事業
- イ 平成25年度県有林内間伐材販売事業

(2) 履行期限

- ア 平成25年度県有林第2号県有林内間伐加速化事業について平成26年3月17日（月）まで
- イ 平成25年度県有林内間伐材販売事業について平成26年3月28日（金）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成25年12月27日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。

(8) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条に基づく木材業の登録を受けている者であること。

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「12 森林整備等」の小分類「1 森林整備」であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 発行後3か月を経過していない法人の登記事項証明書

ウ 印鑑証明書

エ 使用印鑑届

オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）

カ 和歌山県木材業者等の登録に関する条例第3条に基づく木材業の登録を受けていることを証する書類

キ 要綱に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「12 森林整備等」の小分類「1 森林整備」であることを証する書類

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、エ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成25年12月27日（金）から平成26年1月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布する。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年1月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年12月27日（金）から平成26年1月15日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2981

ファクシミリ番号 073-432-5850

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成26年1月17日（金）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1507号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字千本榎19の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1508号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、平成25年12月18日次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成26年1月26日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	遊漁規則の 施行の日
名称	住所		
紀和町漁業協同組合	三重県熊野市紀和町板屋75番地	和内共第1号	平成26年1月1日

和歌山県告示第1509号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成25年12月13日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、

有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字下田原字堂ノ前202番1地先から同町大字下田原字東12番2地先まで	新	8.55 } 23.40	687.75	

和歌山県告示第1511号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字下田原字堂ノ前202番1地先から同町大字下田原字東12番2地先まで

供用開始の期日 平成25年12月27日

和歌山県告示第1512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 太地港下里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

東牟婁郡太地町大字太地字西地 2417番1地内	旧	11.35 ） 24.40	79.00	
同上	新	12.90 ） 26.70	76.87	

和歌山県告示第1513号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 太地港下里線

供用開始の区間 東牟婁郡太地町大字太地字西地2417番1地内

供用開始の期日 平成25年12月27日

和歌山県告示第1514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字大野字 安之坂1449番1地先から同町大 字大野字高地尾1527番地先まで	旧	4.35 ） 21.00	30.60	県道那智勝浦本宮線との重用延長30.60メートルを含む。
同上	新	6.40 ） 27.95	29.50	県道那智勝浦本宮線との重用延長29.50メートルを含む。

和歌山県告示第1515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字大野字安之坂1449番1地先から同町大字大野字高地尾1527番地先まで	旧	4.35 ） 21.00	30.60	県道那智勝浦古座川線との重用延長30.60メートルを含む。
同上	新	6.40 ） 27.95	29.50	県道那智勝浦古座川線との重用延長29.50メートルを含む。

和歌山県告示第1516号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字大野字安之坂1449番1地先から同町大字大野字高地尾1527番地先まで

供用開始の期日 平成25年12月27日

和歌山県告示第1517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称

海南市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画下水道事業 藤白都市下水路

- 3 事業施行期間

自 昭和31年9月21日

至 平成28年3月31日

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分

変更なし

和歌山県告示第1518号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3247	有田郡有田川町大字庄字宮ノ前39番の一部	有田郡有田川町大字庄34番地 中勉	平成 25. 12. 13	5.00	28.56

和歌山県告示第1519号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3232	岩出市荊本字福田185番1の一部	紀の川市黒土272番地の1 アーク住宅株式会社 代表取締役 金田光央	平成 25. 12. 16	6.00	95.95

和歌山県告示第1520号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3239	有田市糸我町西字舟渡297番の一部、298番の一部、水路	有田市糸我町西558番地 株式会社南元 代表取締役 宮井俊行	平成 25. 12. 18	6.00	51.60

和歌山県告示第1521号

県が管理する港湾施設を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港湾施設（湊第一小型船舶係留施設）

種 類	位 置	変更事項	変更後	変更前
小型船舶係留施設	和歌山市湊地先	延長（数量）	730.0メートル	400.0メートル

供用開始年月日

平成26年1月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

和歌山県告示第1522号

平成17年和歌山県告示第404号（和歌山県立武道館附属設備使用料金）は、廃止する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

入 札 公 告

一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 業務内容

一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局総合防災課及び本県が指定する場所

(5) 業務期間

契約日から平成32年3月31日（火）まで

(6) 予定価格

268,751,388円

(7) 最低制限価格（事後公表）

有

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加することができる者は、平成25年和歌山県告示第1504号に規定する一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る競争入札参加資格を有する者とする。

3 資格審査申請書類の配布及び提出方法等

この競争入札の参加資格の申請に必要な事項は、平成25年和歌山県告示第1504号に規定する一斉指令及び監視制御システムの再構築委託、システム保守運用委託及びサーバ等の賃貸借に係る資格審査申請書類及びその配布方法等に定めるとおりとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

(2) 期間

平成25年12月27日（金）から平成26年1月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年

和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

5 仕様書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

4の(1)に同じ。

(2) 期間

4の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、7に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年1月20日(月)午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

6 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 場所

4の(1)に同じ。

(2) 期間

4の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、7に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年1月20日(月)までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

7 入札資格審査等説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階

防災研修室 205

(2) 日時

平成26年1月15日(水)午後2時から

8 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階

防災研修室 205

イ 入札日時

平成26年2月12日(水)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年2月12日(水)午前9時30分までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に必着するように行わなければならない。

9 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

13 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、8の(1)に規定する日時に入札の

場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

14 契約書の要否

要

15 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

16 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the services / products to be required:

Subcontracting of construction, maintenance and operation of simultaneous instruction / supervisory control system ; leasing of servers, etc.

- (2) Date and time for tender:

11:00 am 12 February 2014 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 am 12 February 2014)

- (3) Contact point for the notice:

Comprehensive Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori, WakayamaCity, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2284

FAX 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp